

豊島区貯水槽水道の衛生管理に係る指導要領

昭和59年3月31日

区 長 決 裁

改正 平成 5年6月15日

改正 平成18年9月22日

(趣旨)

第1条

この要領は、「貯水槽水道の衛生管理指導要綱」(以下「要綱」という。)の規定に基づき要綱の運用に関して必要な事項を定めるものである。

(業務の位置づけ及び取り扱い方針)

第2条

この要綱に基づく保健所長の業務は、地域保健法第6条を根拠として行われるが、保健所長の管理者に対する指導は、法的な強制力を有するものではなく、要綱第2条の基本方針を受けて管理者の協力のもとに行うものである。

(平常時の保健所長の業務)

第3条

保健所長は、平常時に次の各号に掲げる業務を行う。

- 1 水道事業者から送付される貯水槽水道設置・変更・廃止届等により、給水設備の設置、変更及び廃止の状況の把握に努め、その貯水槽水道の管理者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した貯水槽水道設置届により保健所長へ届け出るように指導すること。
 - ① 所有者住所
 - ② 所有者氏名(法人にあっては、その名称及び主な事務所の所在地及び代表者の氏名)及び連絡先
 - ③ 建物の名称
 - ④ 建物の所在地
 - ⑤ 管理形態
 - ⑥ 建物概要
 - ⑦ 設備概要
- 2 1の届け出に係る事項に変更が生じたとき及び当該給水施設を廃止したときは、管理者に対し、次に掲げる事項を記載した貯水槽水道変更・廃止届により保健所長へ届け出るよう指導すること。
 - ① 所有者住所

- ② 所有者氏名（法人にあっては、その名称及び主な事務所の所在地及び代表者の氏名）及び連絡先
 - ③ 建物の名称
 - ④ 建物の所在地
 - ⑤ 変更若しくは廃止の年月日
 - ⑥ 変更の場合は、その内容
- 3 次に掲げる事項を記載した貯水槽水道台帳を整理し、保管すること。
- ① 建物の名称及び所在地
 - ② 所有者及び管理者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称及び主な事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - ③ 届出等の経過
 - ④ 管理形態
 - ⑤ 建物概要
 - ⑥ 施設概要
- 4 管理者に対し、第5条及び第6条に定める基準に従ってその施設を管理するよう指導すること。
- 5 貯水槽水道に対する現場調査は、第5条及び第6条に規定する基準の実施状況並びに3に掲げる台帳記載事項と別記第1号様式に規定する項目について実施し、その結果を管理者に対し、通知すること。
- 6 管理者に対する講習会の開催、パンフレットの配布、広報等を活用して、貯水槽水道の衛生管理について正しい知識の普及を図ること。

（汚染事故発生時の保健所長の業務）

第4条

保健所長は、貯水槽水道の汚染事故発生時に次の各号に掲げる業務を行う。

- 1 現場検査に必要な器材を整備しておくこと。
- 2 情報の処理は、「豊島区飲料水危機管理に係わる情報連絡実施要領」第3条に従い行うこと。また、汚染調査、代替水の確保等のため水道事業者の協力を求めなければならないことがあるので、必要に応じて水道事業者に連絡しておくこと。
- 3 現場では、汚染の有無を確認するため、給水栓その他必要な場所において次の項目について検査を行うこと。
 - ① 外観（色、濁り、異物等）
 - ② 臭い、味
 - ③ pH
 - ④ 残留塩素
- 4 管理者が給水停止又は使用制限等の措置をとった場合は、代替水を確保するよう管

理者に指導すること。

- 5 「豊島区飲料水危機管理に係わる情報連絡実施要領」第3条に従って、汚染原因、経路及び範囲を調査し、それが判明したときは管理者に対し、速やかに復旧のために必要な措置を行って汚染原因を除去し、槽内の清掃等を行うよう指導すること。
- 6 施設復旧後給水を開始するにあたっては、あらかじめ水質検査を行い安全を確認するよう指導すること。この場合の水質検査は、第5条第6号に掲げる項目及び残留塩素について行うほか、汚染の状況等に応じて必要なものについて行うこと。

(施設の維持管理基準)

第5条

- 1 末端給水栓における水の色、濁り、臭い、味についての点検は毎日1回行い、残留塩素の測定は7日に1回行うこと。
- 2 施設の点検は、月に1回実施する。点検の方法は、別表1に定める「施設のチェックポイント」を参考として行うこと。
- 3 点検の結果、異常があれば、設備の取り替え、補修、清掃等を行うこと。
- 4 管の損傷、さび及び水もれについては、目視のほか残留塩素、給水量の水位などを参考にして点検し、異常があれば必要な補修を行うこと。
- 5 逆流及び吸入を防ぐとともに衛生器具の吐水口空間を保つこと。吐水口空間が適正に保たれない場合は、バキュームブレーカーを取り付け、適正に作動しているか否かを点検すること。
- 6 定期的に行う水道法に定める水質検査は、省略不可項目について行うこと。
- 7 定期的に行う貯水槽の清掃については、別表2に定める「貯水槽の標準的な清掃方法」によること。
- 8 給水栓における水の遊離残留塩素は、 0.1 mg/l （結合残留塩素の場合は 0.4 mg/l ）以上を保持すること。ただし、供給する水が病原性微生物に汚染されたことをうたがわせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれのある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、 0.2 mg/l （結合残留塩素の場合は 1.5 mg/l ）以上とすること。
- 9 長期間使用を停止した水槽を使用するときは、槽内を点検し、必要に応じて槽内の水の入替え等を行い、残留塩素を測定して安全を確認してから給水すること。
- 10 1、2、6及び7に規定する事項については、記録し、保管しておくこと。
- 11 施設の図面を保管しておくこと。

(施設の構造設備基準)

第6条

建築基準法施行令第129号の2及び建設省告示（昭和57年第1674号）に適合

させるよう努めるものとし、特に次の事項に留意する。

1 受水槽

- ① 受水槽は、点検、清掃、修理が容易で、かつ、常時人の出入りしない場所に設置する。屋外に設けた場合はフェンス等で囲み、関係者以外立ち入ることが出来ないようにする。
- ② 受水槽は床置型とし、天井、底及び周壁は外部から点検できるような十分なスペースを確保する。
- ③ 受水槽は天井、底及び周壁は、建築物の他の部分と共用しない。
- ④ 建築物の最下階で床下式又は屋外にあって地盤面下の地下式、あるいは建物本体を利用したもので、排水槽やその他有害物を貯留している槽から水平距離が5m未満である場合は、これらの槽からの汚水等の浸入防止のために必要な措置を講ずる。
- ⑤ 受水槽内部は、給水管以外の管は貫通させない。
- ⑥ 受水槽室が完全排水できない構造の場合は、受水槽に満水時の警報装置を設ける。
- ⑦ 受水槽は、鉄筋コンクリート、鋼板、強化樹脂、その他堅固でかつ水質に悪影響を与えない材料を用い、完全に水密性を保つ構造とする。
- ⑧ マンホールは、内径60cm以上の鍵付防水型とし各槽ごとに設ける。また、マンホール面は周囲の床10cm以上高くする。
- ⑨ オーバーフロー管及び通気管は十分機能するものであり、昆虫等が入らない構造とする。
- ⑩ 受水槽への給水管には、吐水口空間を設ける。また、オーバーフロー管、水抜管には排水口空間を設ける。
- ⑪ 受水槽の受水口と揚水口は対称位置に設置する。これが困難な場合は、う回壁等を設けて滞留防止の措置を施す。
- ⑫ 受水槽の容量は、一日使用量の4/10～6/10を標準とし、施設の利用状況に応じ、槽を2槽以上設けることが望ましい。
- ⑬ 受水槽上部には、ボイラ、ポンプ、機械類、給水管、排水管等を設置しない。
- ⑭ 給水管、揚水管、電極棒等が受水槽上部面を貫通して配管若しくは設備されている場合は、その貫通部分に汚水等の侵入を防ぐための防水措置を施す。
- ⑮ 受水槽は、周囲にゴミや汚物の置場がなく、わき水やたまり水に汚染されるおそれのない場所に設置する。

2 高置水槽

- ① 受水槽室又は塔屋等の室内に設ける場合は、天井、床及び周壁との間は外部から点検できるように十分なスペースを確保する。
- ② 建物の屋上等に設ける場合は、点検、清掃、修理が容易かつ安全にできるようにする。
- ③ 高置水槽の容量は、一日使用量の1/10を標準とする。

- ④ 高置水槽に用いる材料は、受水槽に準ずる。
- ⑤ マンホール、オーバーフロー管、通気管は、受水槽に準ずる。

3 給水設備

- ① 給水設備は、当該給水設備以外の管及び設備と直接連結させない。
- ② 給水管は、汚染された液体や物質の中を貫通させない。また、その直下には埋設しない。
- ③ 給水管は、水質に悪影響を与えないものを使用する。
- ④ 給水設備は、水撃作用の生ずるものを使用しない。また、水撃作用の生ずるおそれのある場合は、その防止措置を施す。
- ⑤ 給水管は、他の配管と明らかに識別できる措置を施す。
- ⑥ 給水系統には、逆流、逆サイホン作用を生じさせないように設備し、逆サイホン作用が生ずるおそれのある器具、装置には、適切な防止措置を設ける。

付 則

この要領は、昭和59年4月1日から施行する。

この要領は、平成5年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年10月1日から施行する。